輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの	北海道にあつては百分の六十以内（第四種漁港について施行するものにあつては、百分の八十以内）、その他の地域にあつては百分の五十以内（第四種漁港について施行するもの又は離島振興計画に基づくものにあつては、百分の六十以内）
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）に係るもの	漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）にあつては三分の二以内、その他のものにあつては百分の五十以内
漁港浄化施設又は廃油処理施設に係るもの	百分の五十以内
法第四条第一項第二号に掲げる事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの	沖縄県にあつては百分の七十以内、その他の地域にあつては百分の五十以内

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第四条第一項の表の規定は、平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十二年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十五号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「次に掲げる」を「常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項第一号中「次に掲げる」を「前年度に常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削る。

第二条を次のように改める。

（報奨金の額）

第二条　労働保険料に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、千万円又は常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）に百分の二を乗じて得た額に厚生労働省令で定める額を加えた額のいずれか低い額以内とする。

2　一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、前年度に常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）に百分の三・五を乗じて得た額以内とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（以下「新令」という。）第一条及び第二条の規定は、この政令の施行の日以後交付する新令第一条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金について適用する。

2　平成二十三年度における新令第二条第一項の規定の適用については、同項中「千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

3　平成二十四年度における新令第二条第一項の規定の適用については、同項中「千万円」とあるのは、「三千万円」とする。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十六号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を削り、同条第二項中「法第二条第三項第五号」を「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号」に、「行う防油塵柵」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二条第三項第六号」を「第二条第三項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。